

新型コロナウイルス感染症対策

事業者向け

みよたん給付金を始めます！

お知らせです！



御代田町観光
キャラクター
みよたん

御代田町では、
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、
経済的に影響を受けている町内の事業者に対し、
経営支援するため、今年も定額給付金を支給しま

対象農業者

- ・ 令和3年8月9日時点で、町内に事業所がある
- ・ 要件を全て満たす事業者

給付金額

1事業者当たり 10万円

支給方法

原則事業所の口座へ振り込み

申請期間

10月1日(金)から12月24日(金)まで
※当日消印有効

申請方法

期限までに御代田町産業経済商工観光係へ申請
(申請書に記載の上、添付書類と併せて郵送または持参)

申請書様式のお求め方法

- ・ 御代田町ホームページ上から 申請書様式をダウンロード
- ・ 役場2階産業経済課12番窓口で配布

問い合わせ先
申請受付

御代田町役場 産業経済課 商工観光係
TEL:0267-32-3113 (課直通)
〒389-0292 北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6

新型コロナウイルス感染症対策「事業者向けみよたん給付金」 対象の事業者と申請書類のご案内

対象となる事業者

- ①林業・漁業・建設業・製造業・情報通信業・運輸業・郵便業・卸売業、小売業・金融業、保険業・不動産業、物品賃貸業・学術研究、専門・技術サービス業・宿泊業、飲食サービス業・生活関連サービス業、娯楽業・教育、学習支援業・医療、福祉・サービス業（他に分類されない物）のいずれか
- ②令和元年分又は令和2年分の年間事業収入額（不動産収入を含む）が100万円以上である事業者
※令和2年1月1日以降に開業した事業者は除く
- ③営業に必要な各種許認可を得ている事業者
- ④その他支給にあたり、問題がない事業者

申請必要書類

申請者全て

- ・令和3年7月期から9月期の売上等がわかる書類
- ・事業者向けみよたん給付金
支給申請書 兼 口座振込依頼書（様式第1号）
- ・年間事業収入額が100万円以上であることがわかる書類
- ・店舗名等が入った外景・内景の写真並びに町内での事業活動がわかる書類
- ・振込先口座と口座名義のわかる通帳の見開きページの写し

法人事業者

- ・直近の法人町民税の確定申告書の写し（一式）

個人事業者

- ・令和2年分
確定申告書の写し（一式）又は 住民税申告書の写し
収支内訳書等内訳のわかる資料
- ・本人確認資料（マイナンバーカード、運転免許証等の写し等）
- ・健康保険証の写し

※このほかにも、書類が必要となる場合があります。